

社会福祉法人ちぐさの森役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人ちぐさの森（以下「当法人」という）定款八条および第二一条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。評議員に対しては、各年度総額10万円を超えない範囲で、理事、監事に対しては、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、次に定める支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は、支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 評議員会及び理事会等に出席した場合の費用弁償

日当 5,000円 税別とする

(2) 監事が、評議員会、理事会及び監査を実施した場合の費用弁償

日当 5,000円 税別とする

(3) 法人業務を担当する理事に対し執行状況に応じて支払う

日当 12,000円 税別とする

(4) 日当等については、現金で支払うものとする

(改廃)

第3条 本規定は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

この規則は、令和3年4月1日から施行する。